

坂井市立丸岡南中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和4年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、坂井市、坂井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS・インターネット等を通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

子どもたちを、豊かな心や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりに努めます。

○ほめて伸ばす教育

ふるさとの伝統や自然、偉人の生き方などを学ぶことを通して、人として生きていく上で大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等を含めた生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

福祉体験学習等の人権教育を計画的に進め、発達障害のある生徒への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

職場体験やボランティア活動、地域との交流活動等を通して、生徒が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定することで、生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

スクエア道徳(異学年集団クラスの道徳)を実施したり、教科書を用いたりして発達段階に応じた指導を計画的に行い、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

学校評価項目

【教職員】

- ・日常生活の中で、生徒の良いところを見つけてほめるよう心がけた。
- ・生活日誌等を通して一人一人に寄り添った言葉がけを行った。
- ・生徒の身だしなみや生活の乱れが見られたときに、適切な指導を行った。
- ・アンケートや悩み調査に基づき教育相談を適宜行い、生徒の悩みや不安に対応した。
- ・気がかりな生徒の情報交換は役に立つ。
- ・スクールカウンセラー、支援員、専門機関などと連携した教育相談活動が行われている。

【生徒】

- ・先生方は良い行いやがんばったことを認めてくれていますか。
- ・生活日誌で、先生は自分の行動を丁寧に見てくれていると感じますか。
- ・先生方は生徒の気になる言葉や行動があったときに見逃さずに指導してくれますか。
- ・困ったときに相談できる人はいますか。
- ・学校はいじめの相談をしたときにすぐに対応してくれますか。

【保護者】

- ・学校は、お子様の生活日誌等で一人一人に寄り添った指導をしている。
- ・学校は、生活指導やきまりについてきちんと指導している。
- ・学校は、生徒の悩みや不安を相談できる体制を整えている。
- ・学校は、いじめは許さないという指導をしている。
- ・保護者として、学校は心配事や不安があったときに相談しやすいと感じている。

(3) いじめの未然防止

日々の授業改善や特別活動における指導を通して、いじめの未然防止に努めます。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業、学び合う授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる授業づくりに努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

- ・スクエア活動(異学年交流活動)を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。
- ・課題を抱えている生徒に寄り添い、間違ったり失敗したりしても笑われないような学級づくりを進めます。
- ・教師がお手本を示すだけでなく、すべての教育活動を通じて「仲間のために何ができるのか、自発的な思いや行動」が湧き起こるような働きかけをします。
- ・生徒同士、あるいは教師と生徒が共に過ごして居心地の良い場を責任をもって作ります。

- ・子どもたちに安心感を与えるために、「見守る」「ほめる」「心に響く話をする」などを心がけます。

○生徒の主体的活動の充実

- ・学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。
- ・専門委員会や教科係、日直当番による日々の活動や行事、いじめ防止に関する運動やスクエア活動、部活動など生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。
- ・生徒会が中心となり、いじめ防止の呼びかけを行います。また、早期発見・未然防止活動として、相談箱を設置します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○SNS・インターネットや携帯電話（スマートフォン）等に関する指導

道徳や学級活動、警察の「ひまわり教室」、丸岡南スマートルール等を活用して、インターネットや携帯電話（スマートフォン）等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行います。保護者に対しても、指導部通信を配布したり、情報モラル教室を保護者参加型で開催したりして、家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○配慮が必要な生徒

以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

（４）いじめの早期発見

日ごろから継続的にチェックシートを活用していじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめに関するアンケートなどを行い、実態の把握を行います。チェックシートは必ず点検し、教師が見守っているという雰囲気を作ります。

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェックを、生活日誌を使って毎日行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月１回いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。保護者・教員にも同様にアンケートを行い、隠れたいじめが発見されるように努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡、保護者会などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

（５）いじめの事案対処

○教員の適切な措置

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめの事実を確認した場合は、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して、対応策を協議し、個人面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けた、あるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で、適切な指導を行います。いじめの解消には3ヶ月を目安として、その経緯を見守ります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や愛護センター、児童相談所、地方法務局、医療機関、民生委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を坂井市教育委員会を通じて坂井市長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・坂井市が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催、その情報は全職員で共有します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、関係機関（ステップスクールさかい）、PTA会長（必要に応じて）

(開催日) 毎週火曜日 6限目

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行います。

（構成員）生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、対象生徒の担任、部活動顧問、スクールカウンセラー等

- （活 動）
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーや愛護センター、スクールソーシャルワーカー等の外部人材や、警察や愛護センター、児童相談所などとの連携

（３）教育委員会との連携(校長)

- ・いじめが起きた場合には、状況に応じて、坂井市教育委員会との早急な連携を図ります。
- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。
- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

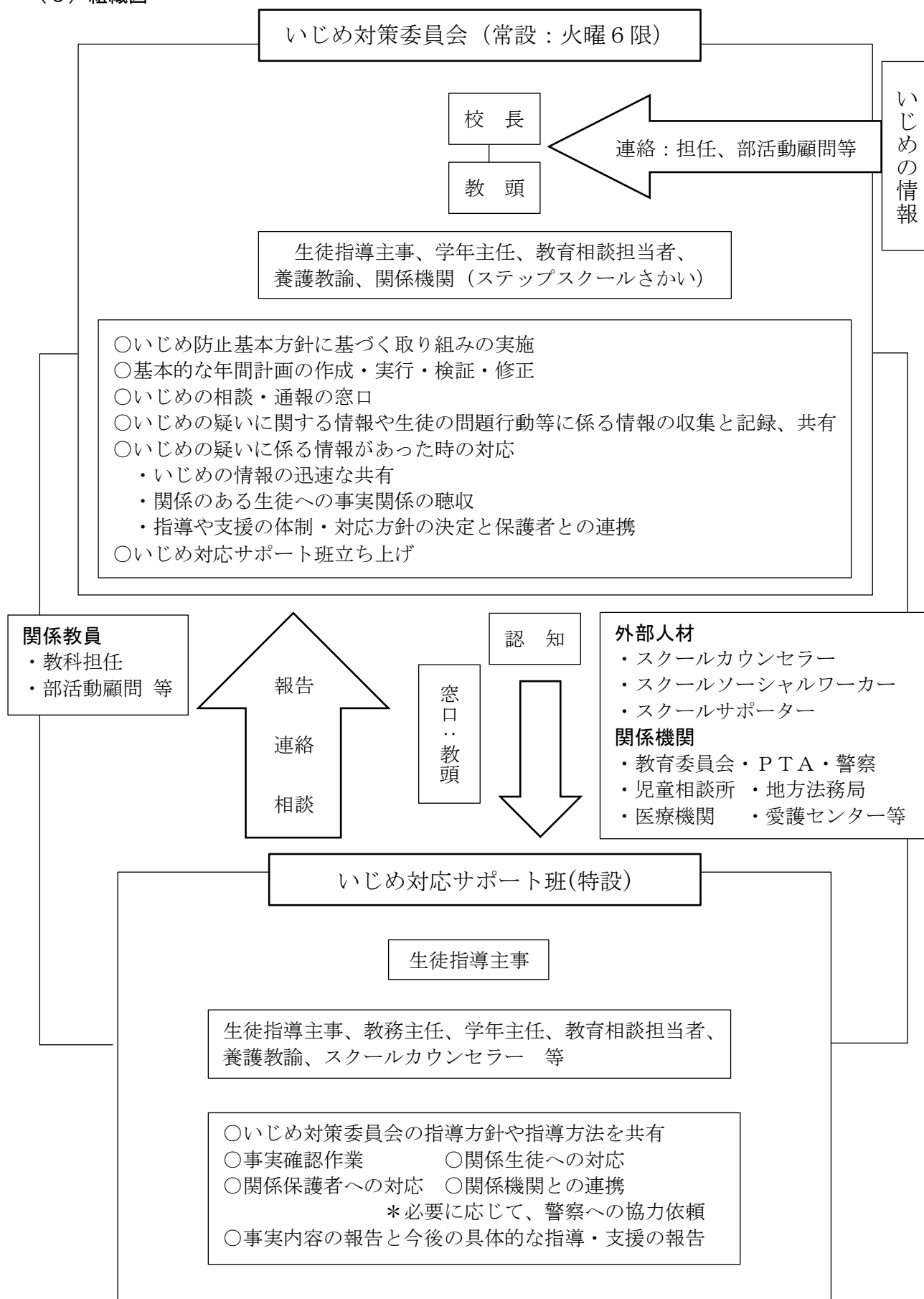
（４）家庭、地域、関係機関との連携(教頭)

- ・いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。
- ・対象の生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

（５）学校相互間の連携協力

- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。

(6) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A 総会 ・基本方針の公表	第 1 回悩みの調査・いじめの自己チェック 事前調査「心のクリップボード」		
	いじめ対応サポート班 ・発生時に即対応	第 1 回 教育相談月間 ・担任による個別面談		
	授業研究 ・授業の改善 ・学習規律の確立 研究主題：「学び合う学校文化の創造」～学びに向かう力の育成～	情報モラル教室（P T A 総会） ・SNS等のインターネットの正しい知識と安全な使い方 ・ネットいじめやネット依存の防止 ・携帯電話(スマートフォン)の正しい使い方		
		道徳（情報モラル） ・1 年「言葉の向こうに」 ・2 年「夢中になるのは悪いこと？」 ・3 年「闇の中の炎」		
		スクエア集会（4 つの異学年集団での集会） ・自主的計画と運営 ・異学年集団での協力の精神の育成 ・リーダーの育成		
5 月	いじめ対策委員会 ・毎日の自己チェック表等をもとに、定期的に状況を把握	第 2 回悩みの調査・いじめの自己チェック		
	授業研究 ・授業の改善 ・学習規律の確立	生徒総会（前期） ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの育成		
		公開授業		
		生徒集会（前期） ・各委員会の自主的な活動・絆づくり・リーダーの育成		
		各部活動部長と校長の面談 ・部活に関する情報収集		
		スクエアDAY（4 つの異学年集団での活動） ・自主的計画と運営 ・異学年集団での親睦と絆づくり ・信頼や感謝の気持ちの育成 ・リーダーの育成		
		公開授業（指導主事訪問） ・教員を 3 グループに分けて、各グループが 2 クラス実施 ・各学年で道徳または総合、学活を 1 クラス実施		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	第 3 回悩みの調査・いじめの自己チェック 事前調査「心のクリップボード」		
		企業訪問 ・進路選択の意識の啓発	修学旅行 ・自主的計画と運営	
	授業研究 ・授業の改善	第 2 回 教育相談月間 ・担任による個別面談		
		道徳（いじめを許さない心） ・ 1 年「魚の涙」 ・ 2 年「明日、みんなで着よう」 ・ 3 年「三年目の『ごめんね』」		
		スクエア道徳(縦割りでの一斉授業) ・異学年集団間の理解 ・リーダーの育成		
7 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	第 4 回悩みの調査・いじめの自己チェック 第 1 回学校生活アンケート		
	授業研究 ・授業の改善 ・学習規律の確立	公開授業		
		スクエア集会（4 つの異学年集団での集会） ・自主的計画と運営 ・異学年集団での協力の精神の育成 ・リーダーの育成		
	夏季休業前指導 ・生徒用配付 ・保護者用配付	教科面談（全教科で個別面談） ・学習達成度の確認と今後の学習方法の支援		
	学校評価アンケート （保護者）の分析 ・未然防止に生かす	ひまわり教室（全校生徒） ・いじめ ・万引き ・深夜徘徊等の講話		
	保護者会 ・情報や意見収集 ・学校評価アンケートへの対応	いじめを含む学校評価アンケート（保護者）の実施		
		家庭訪問 ・保護者との情報交換	思春期教室 ・命の大切さ ・性感染症の予防	

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
8 月	気がかりな生徒への対応 ・ 家庭訪問	体育祭、文化祭の計画 ・ コミュニケーション力の育成 ・ 自主的な計画と練習 ・ リーダーの育成		
	いじめに関する校内研修 ・ 1 学期の反省 ・ 2 学期からの取組み ・ 教員の意識点検	基礎学力教室 ・ 個別指導		補充学習 ・ 学習支援
	いじめ対策委員会 ・ 学校評価アンケート（保護者用）と学校生活アンケート（生徒用）をもとにした振り返り ・ 2 学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項の確認	家庭訪問 ・ 保護者との情報交換や意見収集		
		地域交流活動 ・ ラジオ体操・体験的な活動（観察会など）・絆づくり		
		第 5 回悩みの調査（登校日に実施） 新学期に向けての不安の解消		
9 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況を把握	第 6 回悩みの調査・いじめの自己チェック		
		公開授業		
	授業研究 ・ 授業の改善 ・ 学習規律の確立	スクエア集会（4 つの異学年集団での集会） ・ 自主的計画と運営 ・ 異学年集団での協力の精神の育成 ・ リーダーの育成		
		体育祭 ・ 絆を強める ・ 地域との交流		
		文化祭 ・ 保護者を含む地域の方々との交流 ・ 絆づくり ・ 校区内小学校 4 校連携		
		道徳（相互理解） ・ 1 年「私の話を聞いてね」 ・ 2 年「ジコチュウ」 ・ 3 年「ソーシャル・ビューー 見えない人と楽しむ美術鑑賞」		
		各部活動部長と校長の面談 ・ 部活に関する情報収集		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 授業研究 ・授業の改善	第 7 回悩みの調査・いじめの自己チェック		
		公開授業		
		道徳（生命の尊さ） ・ 1 年「ひまわり」 ・ 2 年「つながる命」 ・ 3 年「命の選択」		
			2 年 赤ちゃん 抱っこ体験 ・ 命の大切さ ・ 生命誕生	社会（公民） ・ これからの 人権保障 技術 ・ 情報モラル
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握 授業研究 ・授業の改善 ・学習規律の確立 いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	生徒総会（後期）		
		・ 自主的な活動 ・ 絆づくり ・ リーダーの育成		
		第 8 回悩みの調査・いじめの自己チェック 事前調査「心のクリップボード」		
		第 3 回 教育相談月間		
		・ 担任による個別面談		
		公開授業（指導主事訪問／自主研究発表会） ・ 教員を 3 グループに分けて、各グループが 1 クラス実施		
				幼保園訪問 ・ 命の重み
		第 9 回悩みの調査・いじめの自己チェック		

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
12 月	いじめ対策委員会 ・学校評価アンケート（保護者用）と学校生活アンケート（生徒用）をもとにした振り返り ・2 学期との比較 ・3 学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項の確認	スクエアタイム（4つの異学年集団での集会） ・自主的計画と運営 ・異学年集団での協力の精神とコミュニケーション力の育成 ・リーダーの育成 ・地域との交流		
	公開授業 振り返り協議 ・授業の改善 ・学習規律の確立	人権週間 ・全校道徳：「聲の形」障害をもつ仲間との共生を考える		
	冬季休業前指導 ・生徒用配付 ・保護者用配付	教科面談（全教科で個別面談） ・学習達成度の確認と今後の学習方法の支援		
	保護者会 ・情報や意見収集	ひまわり教室（全校生徒） ・薬物 ・いじめ ・万引き ・深夜徘徊等の講話		
	気がかりな生徒への対応 ・家庭訪問	小学生体験入学 ・新入生との交流 ・部活動体験	補充学習 ・学習支援	
		基礎学力教室 ・個別指導		
1 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	保健体育 ・心の発達と心の健康	第10回悩みの調査・いじめの自己チェック	
	公開授業 振り返り協議			
		道徳（よりよい学校生活） ・1 年「初めての伴奏」 ・2 年「テニス部の危機」 ・3 年「巣立ちの歌が聞こえる」	情報モラル学習（全校一斉授業） ・SNS等のインターネットの正しい知識と安全な使い方 ・ネットいじめやネット依存の防止 ・携帯電話（スマートフォン）の正しい使い方	

	教員の動き	生徒の活動等		
		1 年	2 年	3 年
2 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	第 1 1 回悩みの調査・いじめの自己チェック		
	公開授業 振り返り協議 ・授業の改善 ・学習規律の確立	第 4 回 教育相談月間 ・担任による個別面談		
	新入生説明会 ・学校方針の公開	ひまわり教室（新入生保護者） ・SNS ・スマホ利用 ・インターネット等		
		スクエア道徳（縦割り学年集団での一斉授業） ・「愛校心」の育成 ・リーダーの育成		
3 月	家庭地域学校協議会 ・学校評価アンケート 結果の公表 ・学校の取り組みの公表 ・来年度に向けて	道徳（思いやり、感謝） ・1 年「橋の上のおおかみ」 ・2 年「気づかなかったこと」 ・3 年「出会いの輝き」		
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況を把握	球技大会 ・自主的運営と計画 ・絆づくり		
	いじめ対策委員会 ・学校評価アンケート（保護者用）と学校生活アンケート（生徒用）をもとにした振り返り ・3 学期との比較 ・来年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・課題の確認 ・計画の確認	第 1 2 回悩みの調査・いじめの自己チェック 事前調査「心のクリップボード」		
	春季休業前指導 ・生徒用配付 ・保護者用配付	卒業生を送る会 ・自主的計画と運営 ・感謝の心 ・次の学年への自覚		
	気がかりな生徒への対応 ・家庭訪問	〔2 年生〕 ①リーダー研修 ②修学旅行に向けて ・自主的計画と運営 ・コミュニケーション活動の工夫		
		校内奉仕活動 ・学校への感謝の心		
		教科面談（全教科で個別面談） ・学習達成度の確認と今後の学習方法の支援		